## 平成28年8月に発生した台風第10号による 大雨被害に対する災害義援金の取扱いについて

# -岩手県久慈市・普代村における災害義援金-

平成28年8月30日に発生した台風第10号による大雨により、岩手県久慈市、 普代村において甚大な被害が発生しており、被災地の皆様には心よりお見舞い申し 上げます。

盛岡信用金庫(理事長 佐藤 利久)は、このたびの災害により被害を受けた方々を 支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、ご協力のほどよろしく お願い申し上げます。

記

### 1. 寄付先および取扱期間

岩手県 久慈市	平成28年9月13日(火)~平成28年10月31日(月)
岩手県 普代村	

#### 2. 振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
岩手県 久慈市	久慈市台風災害義援金 久慈市長 遠藤 譲一	盛岡信用金庫 久慈支店	030	普通	0234511
岩手県 普代村	普代村台風災害義援金 普代村長 柾屋 伸夫	盛岡信用金庫 久慈支店	0 3 0	普通	0234529

#### 3. 振込手数料

無料(当金庫窓口でお手続の場合)

※ATM、インターネットバンキング等からお振込された場合、所定の手数料がかかりますので ご留意願います。

※詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

≪所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ≫

地方公共団体が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。 お申し出のありました方には、地方公共団体から後日、直接受領証が郵送されます。

あなたのそばに もっと身近に

以上